

神戸・兵庫の食のエリアとしてのブランド価値の向上助成事業の募集及び交付要綱

2026年7月24日 策定

1. 目的

神戸の強みである食文化や景観、体験の魅力を可視化し国内外へ発信することにより、食のエリアとしてのブランド価値を向上させることは、神戸への誘客の促進・活性化を実現するために重要である。

本要綱では、世界的なクライテリアを獲得し、神戸・兵庫の食のエリアとしてのブランド価値向上を目的とする助成事業の募集及び助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 助成対象事業

世界的なクライテリアを獲得し、神戸・兵庫の食のエリアとしてのブランド価値向上を目的とする事業

3. 助成対象者

- (1) 本事業の目的に賛同し、これを達成しようとする意欲があること
- (2) 法人又は任意団体であること。なお、任意団体については、複数の事業者により構成され、代表者が定められ、規約その他これに類する定めにより組織及び運営に関する事項が明確であること
- (3) 代表者又は役員に破産手続開始の決定を受け復権を得ていない者又は禁錮以上の刑に処せられその執行を終えていない者がいないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法その他これらに類する法的整理手続中でないこと
- (5) 国税、地方税その他公租公課の滞納がないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団等ではないこと。
- (7) 法第2条第6号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (8) (6)に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
- (9) 海外の団体については、上記(6)～(8)に準ずるものではないこと
- (10) その他、助成事業者として適当でないと（一財）神戸観光局（以下、「当法人」という。）が認めるものでないこと

4. 助成対象期間及び内容

- (1) 助成対象期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間とする。
- (2) 助成額は、各年度の助成対象事業に要する経費の2分の1を超えない範囲で決定し、各年度1団体あたり1,000万円を上限として助成する。

5. 申請期間

2026年7月27日（月曜）～2026年9月7日（月曜）

6. 交付申請

- (1) 助成金の交付を申請するときは、5. 申請期間の期間内に下記書類を提出すること。

【提出書類】

- ・助成金申請書【様式1】
- ・収支予算書
- ・団体概要（団体の定款またはこれに準ずる規約、会則等、及び役員名簿を含む）
- ・事業計画（様式自由、獲得する世界的なクライテリアの内容および5年間の計画を記載すること。）

- (2) また、2026年度に交付決定された事業者は、2年目以降、各年度の開始1か月前までに交付申請を行うこと。
- (3) 提出書類は、「13. 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス宛てに提出すること。
- (4) 当法人は、申請書その他提出書類に不備があると認めるとき、または助成要件の確認のために必要があると認めるときは、申請者に対し、期限を定めて補正又は追加書類の提出を求めることができる。
- (5) (4)の求めに対して申請者が応じないとき、または補正後においても助成要件を満たさないと認められるときは、当該申請を却下することができる。
- (6) 申請者は、交付決定前に申請を取り下げようとするときは、速やかに当法人へ届け出ること。

7. 申請の審査及び交付決定

- (1) 当法人は、申請内容について、本事業の目的に対する適合性、期待される効果、事業計画の妥当性その他必要な事項を総合的に審査し、各年度の予算の範囲内において助成の採否及び助成予定額を決定する。
- (2) 当法人は、(1)の決定に基づき、その結果を申請者に通知する。

8. 申請内容の変更及び事業の中止

- (1) 助成対象者は、交付決定後に申請内容に重要な変更が生じた場合は、再度申請書を提出し、あらかじめ当法人の承認を得ること。
- (2) 当法人は、(1)の申請内容を審査し、変更を承認するときはその旨を助成対象者に通知する。
- (3) 当法人は、変更の内容が本助成事業の目的に適合しないと認めるときその他助成を継続することが適当でないと認めるときは、変更を却下する場合がある。
- (4) 助成対象者は、助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は助成を辞退しようとするときは、速やかにその旨を当法人に届け出ること。

9. 交付額の確定及び交付

- (1) 助成対象者は、毎年度終了後、2週間以内に下記書類を当法人まで提出すること。

【証拠書類】

- ・実績報告書【様式2】
 - ・収支決算書（領収書等の写しを含む）
 - ・事業報告書
- (2) 当法人は、提出された書類を2週間以内に審査し、助成要件を満たしていることを確認できた場合は、証拠書類等の提出から2か月後の月末までに助成金額を確定し、その旨を助成対象者に通知するとともに、助成金を申請時に指定された金融機関口座に入金する。
 - (3) 助成金の振込先口座は、原則として日本国内の金融機関口座とする。日本国内の金融機関口座を保有していないことその他やむを得ない事情により海外の金融機関口座への送金を希望する場合は、海外送金に係る手数料、為替変動による差損その他送金に伴い生じる費用は、助成対象者の負担とする。

10. 交付決定の取消

当法人は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 申請した事業を実施しなかったとき
- (2) 交付決定時から事業内容が変更され、本事業の趣旨又は助成要件を満たさなくなったとき
- (3) 世界的クライテリアの獲得ができなかったとき
- (4) 「9. 交付額の確定及び交付」に定める書類を期限までに提出しなかったとき
- (5) 申請又は実績報告の内容に虚偽または不正が認められたとき

(6) その他、助成金の交付を継続することが適当でないと当法人が認めたとき。

11. 助成金の返還

- (1) 当法人は、10. 交付決定の取消により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。
- (2) 助成対象者は、(1)の規定により返還を求められた場合は、当法人が指定する期限までに返還しなければならない。

12. 関係書類の保管

助成対象者は、交付申請にあたり作成及び提出した書類に加えて、助成対象事業に係る収入・支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入・支出について証拠書類を整理し、助成対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

13. 問い合わせ先

担 当：一般財団法人神戸観光局 観光部

「神戸・兵庫の食のエリアとしてのブランド価値の向上事業」担当

E-mail：kobe_promotion@kcva.or.jp